

第1章 香芝市バリアフリー特定事業計画改訂にあたって

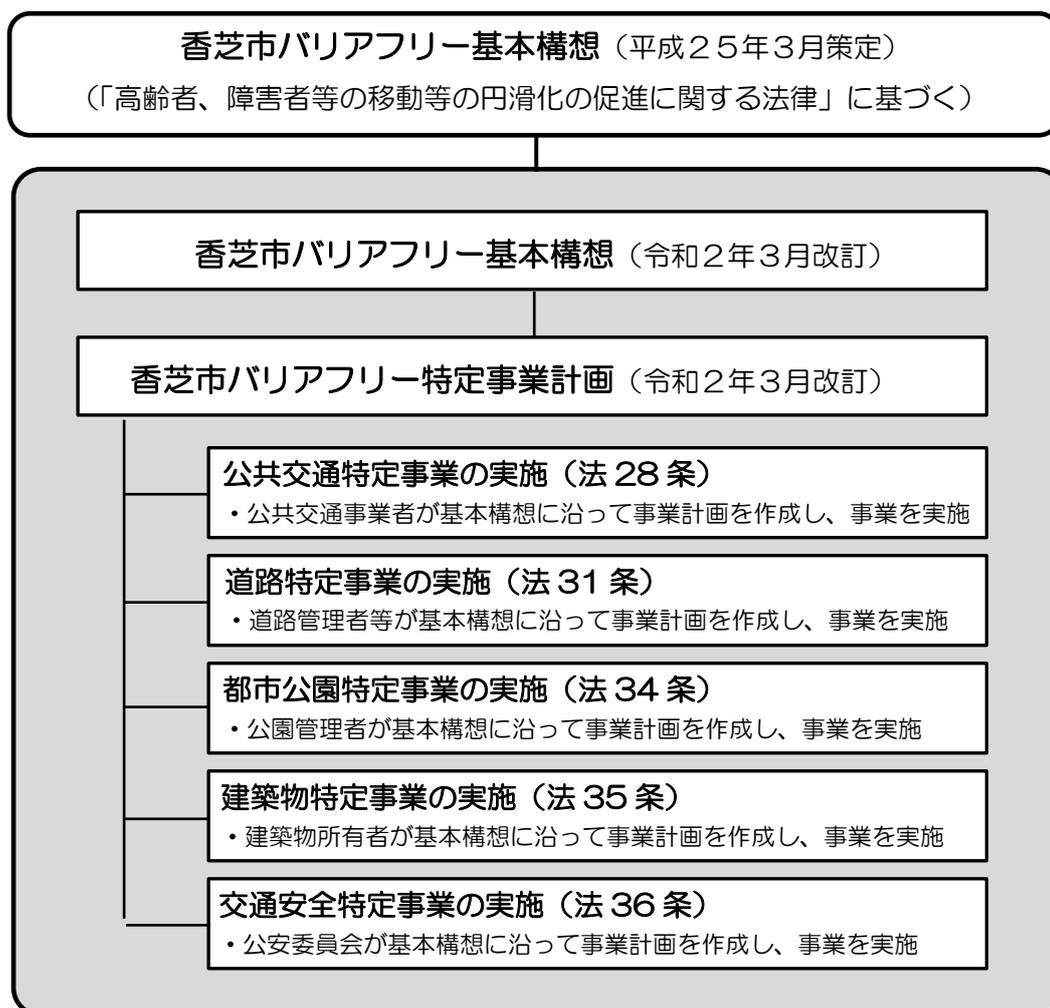
1. 特定事業計画改訂の趣旨

香芝市では、平成25年3月に「香芝市バリアフリー基本構想」を策定し、「JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区」を重点整備地区として設定した。鉄道駅を中心とした面的なバリアフリー化を図るため、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を対象に、移動等円滑化のために実施すべき特定事業等を定めていたが、本構想策定より5年が経過したこと、また、平成30年度の法改正をうけ、さらなるバリアフリー事業の推進を図るため、令和元年基本構想の改訂を行った。

特定事業計画は、基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、基本構想に基づき実施する事業の内容や予定期間などを示す具体的な計画を定めるものである。

香芝市では、各特定事業計画間の整合性を確保し効率的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、各事業者と協議・調整の上、基本構想の改訂に合わせて特定事業計画を改訂する。

【重点整備地区におけるバリアフリー化推進の基本的な枠組み】



2. 特定事業計画に記すべき事項

(1) 公共交通特定事業計画

公共交通特定事業は、鉄道駅及び乗合バスなどに関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- ・公共交通特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(2) 道路特定事業計画

道路特定事業は、道路や駅前広場などに関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・道路特定事業を実施する道路の区間
- ・上記の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(3) 都市公園特定事業計画

都市公園特定事業は、都市公園の特定公園施設（主要な園路、トイレなど）に関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・都市公園特定事業を実施する都市公園
- ・都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(4) 建築物特定事業計画

建築物特定事業は、基本構想に位置づけられた建築物に関するバリアフリー化の事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・建築物特定事業を実施する特定建築物
- ・建築物特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(5) 交通安全特定事業計画

交通安全特定事業は、信号機の整備などに関する事業であり、特定事業計画には、次のように定める。

- ・交通安全特定事業を実施する道路の区間
- ・上記の道路の区間ごとに実施すべき建築物特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項